

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3326号)

令和8年3月5日

横情審答申第3326号

令和8年3月5日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和7年1月24日総職健第1370号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「職員健康課が、パワハラを行った責任職に、「パワハラを受け相談した  
職員の情報」を提供することができる旨の記載がある法令・通達・マニユア  
ル等の文書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「職員健康課が、パワハラを行った責任職に、「パワハラを受け相談した職員の情報」を提供することができる旨の記載がある法令・通達・マニュアル等の文書」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年10月23日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書について、総務局職員健康課（以下「職員健康課」という。）で受けた相談記録を他者に提供することの基準等を定めた文書は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 職員健康課では、本市における業務上知り得た健康情報等に関する取扱いについては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づいて、横浜市職員の健康情報等の取扱要綱（令和3年4月1日総職健第1490号。以下「要綱」という。）で定めている。しかし、要綱には、パワハラを受け相談した職員の情報を提供することができる旨の記載はなく、他に作成している文書や取得している文書もない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部又は一部を開示するよう求める。
- (2) 不開示決定通知書に記載のある「職員健康課で受けた相談記録を他者に提供することの基準等を定めた文書」が作成されていない場合、法令違反に該当する可能性

がある。

- (3) 審査請求人は、特定個人によるパワーハラスメントについて職員健康課に相談した。しかし、その後、特定個人が「同課職員から情報提供があった」と主張し、審査請求人に不利益をもたらす事態が発生した。
- (4) 審査請求人は、特定個人が「職員健康課の職員から情報提供を受けた」と主張している点を、審査請求書等において指摘している。しかし、特定年月日時点において、その主張を否定する内容の連絡は受けていない。
- (5) 審査請求人は、該当する文書が存在しない場合、職員健康課の行為には違法性があることを審査請求書等で指摘している。職員の行為に違法性がないと考えるなら、その根拠を確認すべきである。

## 5 審査会の判断

### (1) 職員健康課の事務について

横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき、職員の健康に関する面接指導、相談業務等を実施している。

### (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、職員健康課が、パワーハラスメントを行った責任職に、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を提供することができる旨の記載がある法令、通達、マニュアル等の文書と解される。

### (3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 職員健康課が職員の健康に関する面接指導、相談業務等を実施した場合、その面接指導、相談業務等において得た情報は、要綱にのっとり適切に管理しているが、要綱には職員健康課がパワーハラスメントを行った責任職に、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を提供することができる旨の記載はない。

(イ) 職員健康課の相談の中で、職場の人間関係について相談を受けることがあるが、それぞれの相談内容がパワーハラスメントに該当するかは職員健康課では判断しておらず、また、職員健康課への相談内容については、原則として、本人の同意がない限りは提供しない。

(ウ) 横浜市職員ハラスメント防止ハンドブックには、職員健康課が、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を、パワーハラスメントを行ったとされる

責任職の職員に提供することができる旨の記載はない。

(エ) 横浜市職員ハラスメント対応指針にも、職員健康課が、パワーハラスメントを受け相談した職員の情報を、パワーハラスメントを行ったとされる責任職の職員に提供することができる旨の記載はない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓丞

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 1 月 2 4 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 2 月 2 7 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 2 月 2 8 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 7 年 3 月 4 日	・審査請求人から主張書面（追加）を受理
令和 8 年 1 月 1 4 日 （第50回第四部会）	・審議
令和 8 年 2 月 5 日 （第51回第四部会）	・審議